

平成 19 年 5 月 22 日

各 位

会社名 石原薬品株式会社  
代表者名 取締役社長 竹森莞爾  
(コード番号4462 大証市場第2部)  
問合せ先 常務取締役 浅野真司  
(TEL 078-681-4801)

(訂正)「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する  
対応方針(買収防衛策)について」の一部訂正について

平成 19 年 5 月 14 日に公表いたしました「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」の記載内容について、下記の通り訂正いたします。

記

(4) 大規模買付行為の不開始(15頁)

(下線は訂正部分を示します。)

| 【訂正前】  | 【訂正後】   |
|--|---|
| 大規模買付者は、株主投票基準日の公告がなされた場合は、書面投票又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができるものとします(但し、上記 2(2)「 <b>取締役会検討期間の設定</b> 」及び「 <b>株主熟慮期間の設定</b> 」記載のとおり、公開買付けによる大規模買付行為である場合には取締役会検討期間が、公開買付け以外の態様による大規模買付行為である場合には取締役会検討期間及び株主熟慮期間の双方が、大規模買付行為の開始までに経過していることも必要となります)。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものといたします。 | 大規模買付者は、株主投票基準日の公告がなされた場合は、書面投票又は株主意思確認総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします(但し、上記 2(2)「 <b>取締役会検討期間の設定</b> 」及び「 <b>株主熟慮期間の設定</b> 」記載のとおり、公開買付けによる大規模買付行為である場合には取締役会検討期間が、公開買付け以外の態様による大規模買付行為である場合には取締役会検討期間及び株主熟慮期間の双方が、大規模買付行為の開始までに経過していることも必要となります)。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものといたします。 |

以 上